



猪突猛進

(57)

どうも異常気象は世界的な現象のよ
うな風に、富士山には七夕の日にも
雲が降り、梅雨寒といわれる異常気象
に、農作物の被害や成育の遅れが心配
されます。

卷之三

という宮沢賢治の詩をまた悪い出すほど、今年は七月に入つてからの天気の異常で、毎二、三日云うの日から

うで　西ヨーロッパ諸国は　日本列島とは遙に猛暑異常干ばつで　死者が
出たり、水の確保などに必死だったり
大変なようです。

宮沢賢治ならずとも、市内の農家と農作物を思い、非常に気がかりです。しかし私の心配はともかく、最近の寒い夏には、されてるだけに、昨年の寒い夏には、

むしろ現在の農民において、異常気象以上に悩みの種であり、宿命として重くのしかかっているのは、常に農民

した眞面目な農民の勤労意欲まで失せた減反政策は、まさに世紀の悪政についてよきでしよう。

貧困かを物語り、學
絶望的な悲しみを示
などしてしより。

日本の農政が如何に農民の、深いそして
に表している事例は

オランダでは、七月二日は毎年三十五度を記録した、と新聞が報じていますが、一方、ソ連では同じ日に、フィンランド国境に近いキロフスクとアパティイテイ市では、激しい吹雪に見舞われたと

い地方の代名詞のよ、なん運のシリア
ア地方にまで広がり、世界の最低気温
を記録しているシリア北部のペリヨ
マンスラ(北)、(西)、(東)、(南)、(北)

農業と政治

市長 黒田 重晴

黑政
田治

A black and white photograph of a traditional Chinese ink painting. The scene is set in a garden with a large, gnarled tree in the center-left. Several figures in traditional courtly or scholar's attire are depicted: one figure stands near the tree, another sits on a rock, and others are seen walking or standing in the background. The background features stylized, swirling cloud patterns. The overall style is characteristic of Yuan dynasty ink wash painting.

にぎわった夏祭り

—浅間神社の礼大祭—

うっとおしい梅雨を吹き飛ばすかのように、景気のいい太鼓と笛の音にのって踊る神楽。夏祭りのトップをきって越ヶ谷浅間神社の礼大祭が去る6月30日夜から7月1日にかけ同境内で行われました。ふだん閑散としているこの境内も、この日ばかりはあいにくの小雨の中を、縄アメやタコ焼き、焼きとうもろこし、金魚すくいなどの夜店もぎッシリと軒を並べ、涼を求めてやってきたユカタ姿の親子連れや子どもたちで夜おそくまでぎわいました。

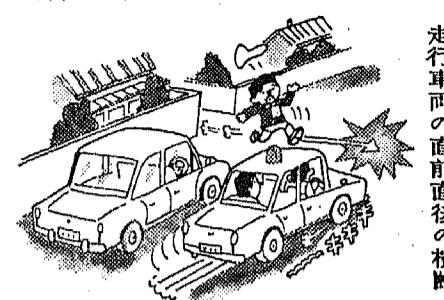


越谷市の人口

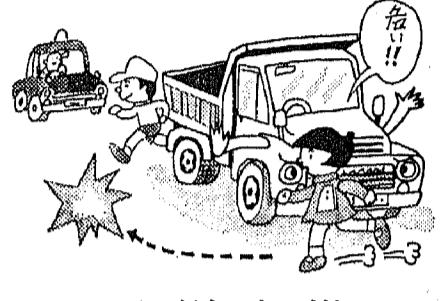
(昭和51年7月1日現在)

(住民基本台帳		前月比
総人口	19万9358人	538人増
男	10万0638人	198人増
女	9万8720人	340人増
世帯数	5万7103世帯	215世帯増

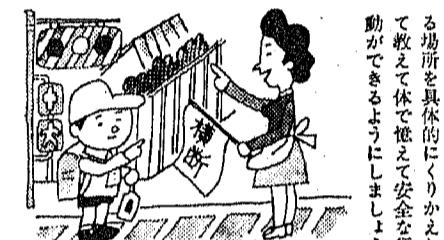
<昭和50年度おもな子どもの事故>



走行車両の直前直後の横断



<ふたんのしつけ>



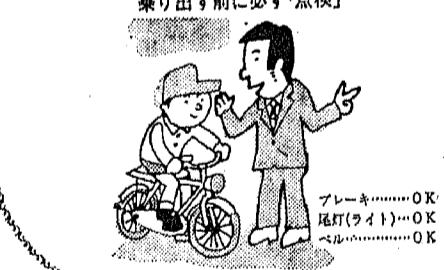
●正しく道路ルールと、注意する場所を具体的にくりかえして教える体験をして安全な行動ができるようにしましょう。



<自転車の事故をふせぐために>



からだにあつた自転車



●必ずしも安全運転



OK

かどうぞお断りください。
かどうぞお断りください。

劇場「歌姫」

6月21日(土)

6月22日(日)

6月23日(月)

6月24日(火)

6月25日(水)

6月26日(木)

6月27日(金)

6月28日(土)

6月29日(日)

6月30日(月)

6月31日(火)

7月1日(水)

7月2日(木)

7月3日(金)

7月4日(土)

7月5日(日)

7月6日(月)

7月7日(火)

7月8日(水)

7月9日(木)

7月10日(金)

7月11日(土)

7月12日(日)

7月13日(月)

7月14日(火)

7月15日(水)

7月16日(木)

7月17日(金)

7月18日(土)

7月19日(日)

7月20日(月)

7月21日(火)

7月22日(水)

7月23日(木)

7月24日(金)

7月25日(土)

7月26日(日)

7月27日(月)

7月28日(火)

7月29日(水)

7月30日(木)

7月31日(金)

8月1日(土)

8月2日(日)

8月3日(月)

8月4日(火)

8月5日(水)

8月6日(木)

8月7日(金)

8月8日(土)

8月9日(日)

8月10日(月)

8月11日(火)

8月12日(水)

8月13日(木)

8月14日(金)

8月15日(土)

8月16日(日)

8月17日(月)

8月18日(火)

8月19日(水)

8月20日(木)

8月21日(金)

8月22日(土)

8月23日(日)

8月24日(月)

8月25日(火)

8月26日(水)

8月27日(木)

8月28日(金)

8月29日(土)

8月30日(日)

8月31日(月)

8月32日(火)

8月33日(水)

8月34日(木)

8月35日(金)

8月36日(土)

8月37日(日)

8月38日(月)

8月39日(火)

8月40日(水)

8月41日(木)

8月42日(金)

8月43日(土)

8月44日(日)

8月45日(月)

8月46日(火)

8月47日(水)

8月48日(木)

8月49日(金)

8月50日(土)

8月51日(日)

8月52日(月)

8月53日(火)

8月54日(水)

8月55日(木)

8月56日(金)

8月57日(土)

8月58日(日)

8月59日(月)

8月60日(火)

8月61日(水)

8月62日(木)

8月63日(金)

8月64日(土)

8月65日(日)

8月66日(月)

8月67日(火)

8月68日(水)

8月69日(木)

8月70日(金)

8月71日(土)

8月72日(日)

8月73日(月)

8月74日(火)

8月75日(水)

8月76日(木)

8月77日(金)

8月78日(土)

8月79日(日)

8月80日(月)

8月81日(火)

8月82日(水)

8月83日(木)

8月84日(金)

8月85日(土)

8月86日(日)

8月87日(月)

8月88日(火)

8月89日(水)

8月90日(木)

8月91日(金)

8月92日(土)

8月93日(日)

8月94日(月)

8月95日(火)

8月96日(水)

8月97日(木)

8月98日(金)

8月99日(土)

8月100日(日)

8月101日(月)

8月102日(火)

8月103日(水)

8月104日(木)

8月105日(金)

8月106日(土)

8月107日(日)

8月108日(月)

8月109日(火)

8月110日(水)

8月111日(木)

8月112日(金)

8月113日(土)

8月114日(日)

8月115日(月)

8月116日(火)

8月117日(水)

8月118日(木)

8月119日(金)

8月120日(土)

8月121日(日)

8月122日(月)

8月123日(火)

8月124日(水)

8月125日(木)

8月126日(金)

8月127日(土)

8月128日(日)

8月129日(月)

8月130日(火)

8月131日(水)

8月132日(木)

8月133日(金)

8月134日(土)

8月135日(日)

8月136日(月)

8月137日(火)

8月138日(水)

8月139日(木)

8月140日(金)

8月141日(土)

8月142日(日)

8月143日(月)

従つて入居のあつせんを行います。

9月2日(木)、9月3日(金)

① 母子、老人、身体障害者等世帯は他の世帯より優先します。
 ② 優先入居世帯及び一般世帯の登録順位は新築住宅に入居を希望する方には必要です。
 ③ 新築住宅に入居を希望する方は、登録順位は世帯を構成した後の居住年数と家族数を基準に決定します。

県では、県官住宅の入居者募集を、昨年から申告登録制度で行っておりま

すが、昭和51年度に完成する住宅及び空家住宅への申告を8月下旬から受付します。

* 昨年登録してある方は再度申告する必要があります。ただし入居を希望する地区を変更する方は申告が必要です。

△登録の順位等
 第1種
 第2種
 932,001
 ~1,301,999
 1,124,001
 ~1,603,999
 1,362,000
 ~1,877,999
 1,656,000
 ~2,151,999
 1,930,000
 ~2,425,999
 2,204,000
 ~2,701,999

昭和51年8月1日から8月30日まで

△受付場所
 市役所五階第一会議室

△問い合わせ先
 埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

② 現に同居しているかまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

③ 現在住宅に因縁していることが明らかな方。ただし、自己用住宅のある方、日本住宅公団、県営住宅、住宅供給公社及び市町村営住宅に入居している方は申告できません。

④ 申告時から過去一年間の総収入が下記の一覧表の基準に該当する方。

△用紙の配付期間
 市役所財務課または県民センター、大宮及び川越保健相談所、県庁内県民案内室、住宅課へ。

△受付月日
 9月2日(木)、9月3日(金)

△対象者
 泳力10m以内の家庭婦人各会場40名(先着順)
 参加費
 700円(保険料を含む)
 共催
 社会体育指導委員連絡協議会
 市教育委員会

所得区分 扶養 親族数	給与所得者(総収入金額)		事業所得者(総所得金額)	
	第1種	第2種	第1種	第2種
0人 (婚約者)	(円) 932,001 ~1,301,999	(円) 932,000以下	(円) 432,001 ~780,000	(円) 432,000以下
1人	1,124,001 ~1,603,999	1,124,000以下	624,001 ~972,000	624,000以下
2人	1,362,000 ~1,877,999	1,361,999以下	816,001 ~1,164,000	816,000以下
3人	1,656,000 ~2,151,999	1,655,999以下	1,008,001 ~1,356,000	1,008,000以下
4人	1,930,000 ~2,425,999	1,929,999以下	1,200,001 ~1,548,000	1,200,000以下
5人	2,204,000 ~2,701,999	2,203,999以下	1,392,001 ~1,740,000	1,392,000以下

午前10時~午後3時まで

△受付場所
 市役所五階第一会議室

△問い合わせ先
 埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

② 現に同居しているかまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

③ 現在住宅に因縁していることが明らかな方。ただし、自己用住宅のある方、日本住宅公団、県営住宅、住宅供給公社及び市町村営住宅に入居している方は申告できません。

④ 申告時から過去一年間の総収入が下記の一覧表の基準に該当する方。

△用紙の配付期間
 市役所財務課または県民センター、大宮及び川越保健相談所、県庁内県民案内室、住宅課へ。

△受付月日
 9月2日(木)、9月3日(金)

△対象者
 泳力10m以内の家庭婦人各会場40名(先着順)
 参加費
 700円(保険料を含む)
 共催
 社会体育指導委員連絡協議会
 市教育委員会

所得区分 扶養 親族数	給与所得者(総収入金額)		事業所得者(総所得金額)	
	第1種	第2種	第1種	第2種
0人 (婚約者)	(円) 932,001 ~1,301,999	(円) 932,000以下	(円) 432,001 ~780,000	(円) 432,000以下
1人	1,124,001 ~1,603,999	1,124,000以下	624,001 ~972,000	624,000以下
2人	1,362,000 ~1,877,999	1,361,999以下	816,001 ~1,164,000	816,000以下
3人	1,656,000 ~2,151,999	1,655,999以下	1,008,001 ~1,356,000	1,008,000以下
4人	1,930,000 ~2,425,999	1,929,999以下	1,200,001 ~1,548,000	1,200,000以下
5人	2,204,000 ~2,701,999	2,203,999以下	1,392,001 ~1,740,000	1,392,000以下

午前10時~午後3時まで

△受付場所
 市役所五階第一会議室

△問い合わせ先
 埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

② 現に同居しているかまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

③ 現在住宅に因縁していることが明らかな方。ただし、自己用住宅のある方、日本住宅公団、県営住宅、住宅供給公社及び市町村営住宅に入居している方は申告できません。

④ 申告時から過去一年間の総収入が下記の一覧表の基準に該当する方。

△用紙の配付期間
 市役所財務課または県民センター、大宮及び川越保健相談所、県庁内県民案内室、住宅課へ。

△受付月日
 9月2日(木)、9月3日(金)

△対象者
 泳力10m以内の家庭婦人各会場40名(先着順)
 参加費
 700円(保険料を含む)
 共催
 社会体育指導委員連絡協議会
 市教育委員会

所得区分 扶養 親族数	給与所得者(総収入金額)		事業所得者(総所得金額)	
	第1種	第2種	第1種	第2種
0人 (婚約者)	(円) 932,001 ~1,301,999	(円) 932,000以下	(円) 432,001 ~780,000	(円) 432,000以下
1人	1,124,001 ~1,603,999	1,124,000以下	624,001 ~972,000	624,000以下
2人	1,362,000 ~1,877,999	1,361,999以下	816,001 ~1,164,000	816,000以下
3人	1,656,000 ~2,151,999	1,655,999以下	1,008,001 ~1,356,000	1,008,000以下
4人	1,930,000 ~2,425,999	1,929,999以下	1,200,001 ~1,548,000	1,200,000以下
5人	2,204,000 ~2,701,999	2,203,999以下	1,392,001 ~1,740,000	1,392,000以下

午前10時~午後3時まで

△受付場所
 市役所五階第一会議室

△問い合わせ先
 埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

② 現に同居しているかまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

③ 現在住宅に因縁していることが明らかな方。ただし、自己用住宅のある方、日本住宅公団、県営住宅、住宅供給公社及び市町村営住宅に入居している方は申告できません。

④ 申告時から過去一年間の総収入が下記の一覧表の基準に該当する方。

△用紙の配付期間
 市役所財務課または県民センター、大宮及び川越保健相談所、県庁内県民案内室、住宅課へ。

△受付月日
 9月2日(木)、9月3日(金)

△対象者
 泳力10m以内の家庭婦人各会場40名(先着順)
 参加費
 700円(保険料を含む)
 共催
 社会体育指導委員連絡協議会
 市教育委員会

所得区分 扶養 親族数	給与所得者(総収入金額)		事業所得者(総所得金額)	
	第1種	第2種	第1種	第2種
0人 (婚約者)	(円) 932,001 ~1,301,999	(円) 932,000以下	(円) 432,001 ~780,000	(円) 432,000以下
1人	1,124,001 ~1,603,999	1,124,000以下	624,001 ~972,000	624,000以下
2人	1,362,000 ~1,877,999	1,361,999以下	816,001 ~1,164,000	816,000以下
3人	1,656,000 ~2,151,999	1,655,999以下	1,008,001 ~1,356,000	1,008,000以下
4人	1,930,000 ~2,425,999	1,929,999以下	1,200,001 ~1,548,000	1,200,000以下
5人	2,204,000 ~2,701,999	2,203,999以下	1,392,001 ~1,740,000	1,392,000以下

午前10時~午後3時まで

△受付場所
 市役所五階第一会議室

△問い合わせ先
 埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

② 現に同居しているかまたは同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

③ 現在住宅に因縁していることが明らかな方。ただし、自己用住宅のある方、日本住宅公団、県営住宅、住宅供給公社及び市町村営住宅に入居している方は申告できません。

④ 申告時から過去一年間の総収入が下記の一覧表の基準に該当する方。

△用紙の配付期間
 市役所財務課または県民センター、大宮及び川越保健相談所、県庁内県民案内室、住宅課へ。

△受付月日
 9月2日(木)、9月3日(金)

△対象者
 泳力10m以内の家庭婦人各会場40名(先着順)
 参加費
 700円(保険料を含む)
 共催
 社会体育指導委員連絡協議会
 市教育委員会

所得区分 扶養 親族数	給与所得者(総収入金額)	
-------------------	--------------	--

